

第 172 回
全国都道府県議会議長会
定例総会会議録

令和 4 年 7 月 27 日

東京・全国都市会館

全国都道府県議会議長会

第 172 回

全国都道府県議会議長会

定例総会会議録

第 172 回全国都道府県議会
議長会定例総会出席者

第172回全国都道府県議会議長会定例総会出席者

令和4年7月27日

北海道議会議長	小畑保則君
青森県議会議長	三橋一三君
秋田県議会議長	柴田正敏君
宮城県議会議長	菊地恵一君
山形県議会議長	坂本貴美雄君
福島県議会議長	渡辺義信君
東京都議会議長	三宅しげき君
神奈川県議会議長	しきだ博昭君
千葉県議会議長	佐野彰君
茨城県議会議長	伊沢勝徳君
栃木県議会議長	山形修治君
埼玉県議会議長	中屋敷慎一君
群馬県議会議長	星名建市君
山梨県議会議長	桜本広樹君
長野県議会議長	丸山栄一君
新潟県議会議長	佐藤純君
愛知県議会議長	須崎かん君
三重県議会議長	前野和美君
静岡県議会議長	藪田宏行君
岐阜県議会議長	平岩正光君
富山県議会議長	渡辺守人君
石川県議会議長	石田忠夫君
京都府議会議長	菅谷寛志君
大阪府議会議長	森和臣君
兵庫県議会議長	小西隆紀君
奈良県議会議長	岩田国夫君
和歌山県議会議長	尾崎要二君

滋賀県議会議長	岩佐弘明君
広島県議会副議長	中原好治君
岡山県議会議長	加藤浩久君
鳥取県議会議長	内田博長君
島根県議会議長	田中八洲男君
山口県議会議長	柳居俊学君
香川県議会議長	高城宗幸君
徳島県議会副議長	井川龍二君
高知県議会議長	明神健夫君
愛媛県議会議長	渡部浩君
福岡県議会議長	桐明和久君
大分県議会議長	御手洗吉生君
佐賀県議会議長	藤木卓一郎君
長崎県議会議長	中島廣義君
宮崎県議会議長	中野一則君
熊本県議会議長	溝口幸治君
鹿児島県議会議長	田之上耕三君
沖縄県議会議長	赤嶺昇君

ほか事務局出席者 93名

総員 138名

第 172 回全国都道府県議会
議長会定例総会記事

第172回全国都道府県議会議長会定例総会記事

(令和4年7月27日午後1時58分)

※本会議の記事内容詳細は別途速記録参照

1 黙 禱

7月8日に安倍晋三元総理が逝去されたことを受け、出席者全員で黙禱を行った。

2 開 会

青木信之全国都道府県議会議長会事務総長が開会を告げた。

3 会長あいさつ

全国都道府県議会議長会会長の柴田正敏秋田県議会議長が、あいさつを述べた。

4 来賓あいさつ

金子恭之総務大臣があいさつを述べた後、青木事務総長が岸田文雄内閣総理大臣のメッセージを披露した。

5 新任正副議長紹介

青木事務総長が令和4年1月26日開催の第171回定例総会以降に就任した正副議長のうち、出席の正副議長26名を紹介した。

6 議 事

(1) 令和3年度決算の認定

①会務及び会計報告

青木事務総長が報告を行った。

②会計監査報告

監事を代表して石田忠夫石川県議会議長が会計監査報告を行ったのち、採決の結果、全会一致をもって会務報告及び会計報告ともに承認された。

(2) 議案審議

① 役員会提出議案

役員会提出の5件の決議案の主な内容を青木事務総長から説明したのち、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり決定した。

② 各委員会提出議案

各委員会提出の「令和5年度政府予算編成並びに施策に関する提言(案)」について、各委員会の委員長から委員会審査の経過並びに結果について報告したのち、採決の結果、全会一致をもって委員長報告のとおり決定した。

なお、提言案に係る審議では、山形修治栃木県議会議長から、栃木県内で豚熱が発生した際の各都道府県からの支援に対する御礼発言があった。

7 講演

ここで、講演者が到着したため、日程を変更し、「(3) 役員等の選任」の前に、尾身茂公益財団法人結核予防会理事長から、「新型コロナウイルス感染症対策のこれまで、そしてこれから」と題する講演を聴取した。

(3) 役員等の選任

議事を再開し、同日付で辞職届が提出され、欠員となった関東、東海北陸、四国、九州の各ブロックの役員及び各委員会の正副委員長について、以下のとおり選任した。

① 役員選考委員会委員長報告

② 副会長の選任

役員選考委員会委員長の坂本貴美雄山形県議会議長が、同日事前に開催した役員選考委員会において副会長候補者として次の議長を推薦することを全会一致で決定した旨述べ、採決の結果、全会一致をもって役員選考委員会委員長報告のとおり選任することを決定した。

副会長	伊 沢 勝 徳	茨城県議会議長
〃	石 田 忠 夫	石川県議会議長
〃	明 神 健 夫	高知県議会議長
〃	田之上 耕 三	鹿児島県議会議長

③理事・監事の選任

理事、監事については、各ブロック又は組合せブロックから互選の結果が連絡されていることから、青木事務総長から次のとおり報告したのち、採決の結果、全会一致をもって、事務総長報告のとおり選任することを決定した。

理 事	関東ブロック	しきだ 博 昭	神奈川県議会議長
〃	東海北陸ブロック	藪 田 宏 行	静岡県議会議長
〃	四国ブロック	南 恒 生	徳島県議会議長
〃	九州ブロック	溝 口 幸 治	熊本県議会議長

監 事	東海北陸・近畿ブロック	前 野 和 美	三重県議会議長
-----	-------------	---------	---------

④委員長・副委員長の選任

各委員会の正副委員長については、各ブロックから互選の結果が連絡されていることから、青木事務総長から次のとおり報告したのち、採決の結果、全会一致をもって事務総長報告のとおり選任することを決定した。

地方自治委員会

委 員 長	中屋敷 慎 一	埼玉県議会議長
副委員長	渡 辺 守 人	富山県議会議長
〃	岩 佐 弘 明	滋賀県議会議長
〃	内 田 博 長	鳥取県議会議長

社会文教委員会

委員長	須崎	かん	愛知県議会議長
副委員長	菊地	恵一	宮城県議会議長
〃	田中	八洲男	島根県議会議長

経済産業環境委員会

委員長	森	和臣	大阪府議会議長
副委員長	桜本	広樹	山梨県議会議長
〃	赤嶺	昇	沖縄県議会議長

国土交通委員会

委員長	高城	宗幸	香川県議会議長
副委員長	渡辺	義信	福島県議会議長
〃	大森	哲男	福井県議会議長
〃	藤木	卓一郎	佐賀県議会議長

農林水産委員会

委員長	中島	廣義	長崎県議会議長
副委員長	星名	建市	群馬県議会議長
〃	尾崎	要二	和歌山県議会議長
〃	渡部	浩	愛媛県議会議長

8 次期定例総会開催地議長あいさつ

次期定例総会（10月25日、第173回）開催地である広島県の中原好治副議長があいさつを述べた。

9 報告

（1）第33次地方制度調査会について

青木事務総長が、第33次地方制度調査会における本会の主張やこれまでの審議

状況を報告した。

(2) 議会における個人情報保護条例（例）について

青木事務総長が、本年7月20日に開催した役員会において決定された「個人情報保護条例（例）」について報告した。

(3) 都道府県議会議員を対象としたハラスメント防止研修会の開催について

青木事務総長が、本年9月8日に開催予定のハラスメント防止研修会について報告した。

10 その他

森和臣大阪府議会議長から、大阪・関西万博の成功に向けた取り組みへの協力依頼に係る発言があった。

11 閉会

以上により閉会した。（午後4時13分）

第 172 回全国都道府県議会
議長会定例総会議事録
(速 記 録)

令和4年7月27日(水)

午後1時58分 開 会

黙 禱

○全国議長会事務総長（青木 信之君）全国都道府県議会議長会事務総長の青木でございます。

会議に先立ちまして、7月8日に逝去されました安倍晋三元総理の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと存じます。

恐縮でございますが、皆様、御起立をお願いいたします。

黙禱。

（黙禱）

○全国議長会事務総長（青木 信之君）黙禱を終わります。御着席ください。

開 会

○全国議長会事務総長（青木 信之君）ただいまから、第172回全国都道府県議会議長会定例総会を開会いたします。

会長あいさつ

○全国議長会事務総長（青木 信之君）それでは、柴田正敏会長よりごあいさつをいただき、ごあいさつのちは、会議の進行をお願いいたします。

○全国議長会会長（柴田 正敏君）皆様、こんにちは。会長の柴田正敏でございます。

本日は、公務御多忙の中、また、コロナ禍にもかかわらず、金子恭之総務大臣に御臨席いただき、また、全国の議長、副議長の皆様に御出席いただき、誠にありがとうございます。

令和2年1月以来、実に2年半ぶりの対面での総会の開催となりました。

今、コロナ禍、そして原油価格、物価の高騰により地域経済は深刻な影響を受け、社会が大変疲弊しております。厳しい環境にある方々や中小企業等に対する支援のため、岸田政権におかれては、本年4月に総合緊急対策、5月には補正予算と、切れ目のない対策を講じていただきました。心より感謝申し上げます。

地域経済の回復を図るためには、都市部からの移住促進や魅力ある雇用の創出などの取り組みを地域の実情に応じながら継続的に行っていく必要があります。また、近年の災害の頻発、激甚化を踏まえると、防災・減災対策に取り組んでいく必要もあります。

こうした中、今年度の一般財源総額は、前年度を203億円上回る62兆135億円が確保され、また、臨時財政対策債の発行額は1兆7,805億円と、大幅に抑制され、地方財政の健全化が図られました。金子総務大臣をはじめ、政府、与党関係の皆様方の格別の御尽力に改めて厚く御礼申し上げますとともに、今後とも変わらぬ御支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、政府が国、地方を通じたデジタル化の取り組みを加速させる中で、各議会が効果的にデジタル化の推進を図るため、昨年、議長から成るデジタル化推進本部と有識者から成るデジタル化専門委員会を設置しました。推進本部では議会のデジタル化の推進に関する国への要請事項を取りまとめ、専門委員会ではオンラインによる委員会開催の意義や留意事項等を報告書に取りまとめるなど、各議会のデジタル化への支援に取り組んでおります。

育児・介護中の方々も含めた多様な人材の政治参画を促進する観点からも、オンライン会議の積極的な活用など各議会のデジタル化の取り組みが更に進むことを期待しております。

近年の地方議会議員選挙における投票率低下、無投票当選の増加、議員のなり手不足は、早急に対処すべき深刻な問題となっております。

私は、本年1月に岸田総理が設置された第33次地方制度調査会の総会や専門小委員会に出席し、会議の場で、地方議会は住民が選挙した議員をもって組織されること、地方議会は地方公共団体の意思決定を行うこと、地方議会議員は住民の負託に応え、自らの判断と責任において、その職務を行うとともに、調査研究その他の活動を行うこと、この3点を地方自治法に明記することで、地方議会が団

体の意思を決定するという責任が明確となり、重要な役割を住民に御理解いただき、女性や若者が議員になりやすい環境づくりに繋がると考えており、重要な意義がある旨、述べたところです。

なお、清水全国市議会議長会会長及び南雲全国町村議会議長会会長からも同様の御発言をしていただいております。

その結果、6月に開催された第2回総会では、後ほど事務総長に詳細を報告させますが、地方議会の位置付けや議員の職務の明確化など地方議会のあり方についても審議項目とすることに決定した次第です。

地方議会のあり方に係る具体的な審議はこれからですが、地方議会の位置付け等の明確化を来年の統一地方選までに実現できるよう取り組んでまいりますので、皆様には引き続きの御支援、御協力をお願い申し上げます。また、金子総務大臣におかれましても、何卒御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、私からのごあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

来賓あいさつ

○**全国議長会会長**（柴田 正敏君） それでは、早速でございますが、ごあいさつを賜りたいと存じます。

本日は、岸田文雄内閣総理大臣が公務のため出席が叶わないとのことであり、メッセージを戴いておりますので、後ほど御披露させていただくこととし、まず、金子恭之総務大臣に御臨席をいただいておりますので、金子総務大臣より、ごあいさつを賜りたいと存じます。

○**総務大臣**（金子 恭之君） 皆様、こんにちは。総務大臣の金子でございます。熊本を選出でございます。どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

第172回全国都道府県議会議長会定例総会の開催、誠にめでとうございます。

都道府県議会議長の皆様方におかれましては、日頃より、地方自治発展のために御尽力いただいていることに、深く敬意を表します。

また、総務省の施策はもちろんのこと、政府の各種施策の推進には、都道府県との連携が不可欠であります。皆様の日頃の御尽力に改めて感謝いたします。

総務省といたしましても、時代に応じ、自治体がそれぞれの地域の発展のため、より積極的に取り組んでいくことができるよう、自治体に寄り添い、しっかりとお支えしてまいりたいと考えております。

本日は、ごあいさつの機会をいただきました。せっかくの機会でもございますので、ごあいさつとともに、総務省の取り組みにつきましても、御紹介させていただければと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

感染状況については、先月末から全国的に上昇傾向に転じ、政府としても高い警戒感を持っております。皆様の御尽力によりまして、3回目のワクチン接種率は、全人口の6割を超え、着実に成果を上げておりますが、若年層の接種率が低く、また、現在の感染状況を踏まえますと、もう一段の接種促進の取り組みが必要となります。

政府では、総理による呼びかけをはじめ、若年層に向けた新たな広報強化を図っているところでございます。各都道府県におかれましても、改めて、8月までの集中的な広報や、若年層が接種しやすい接種環境の整備をお願いいたします。

また、4回目接種が可能となる方は、7月から8月に増えることから、接種体制の確保などさらなる接種促進をお願いいたします。

私自身も、先日、接種券が届きました。61歳になりまして、希望しなくても接種券が届いてまいりました。本日、朝から大規模接種会場に行きまして、4回目の接種を終わらせていただきました。

お医者さんからは、3回目よりも4回目の方が副反応は弱いから、ご安心くださいということでしたので、3回目接種から5ヶ月経って60歳以上の先生方には、是非、積極的に接種をお願いいたしたいと思います。

さらに、お盆期間中の帰省等を通じた感染拡大を防止する観点からも、出発前に検査を容易に受けられるよう、臨時の検査拠点の設置を含めた検査体制の確保をお願いいたします。総務省といたしましても、関係大臣とも連携いたしまして、皆様の取り組みを、しっかりと支援してまいります。

次に、マイナンバーカードの普及促進についてでございます。

デジタル社会で基盤となるのは、マイナンバーカードであります。現在、政府全体で、令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指して、普及に取り

組んでおります。

6月30日からは、マイナポイント第2弾が本格的にスタートしましたので、この機会をとらえ、政府目標の実現に向けて、しっかりと成果を出せるよう、総務省としても、集客力の大きい商業施設に特設会場を設け、カード申請やマイナポイントの申込をサポートするキャンペーン事業の全国150か所での実施、本日から全国の携帯ショップにて、店舗窓口等を訪れた方に対し、マイナンバーカード申請に向けた声かけや、申請のサポートを行う事業の実施などに取り組んでおります。また、今週からは、カード未取得者へのQRコード付き交付申請書の送付も始まりました。

総務省では、私が本部長を務めます推進本部体制を設け、体制を強化して取り組んでおります。今後とも、自治体の皆様と緊密に連携を取りながら、カードの普及促進の取り組みを加速化してまいります。

全国の都道府県知事の皆様にも申請促進に積極的に取り組んでいただくようお願いしておりますので、都道府県議会議長の皆様におかれましても、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、地方財政についてです。

令和4年度の地方財政では、一般財源総額について、令和3年度を上回る額を確保し、特に、地方交付税総額については、前年度を0.6兆円上回る、18.1兆円を確保いたしました。

今後も、社会保障関係費の増加が見込まれる中で、自治体が住民に身近な行政サービスを安定的に提供しつつ、「デジタル田園都市国家構想」の実現といった重要課題に取り組めるよう、骨太方針に沿って、必要な一般財源をしっかりと確保してまいります。

地方税制については、令和4年度の税制改正において、固定資産税の負担調整措置への対応のほか、国税における見直しを踏まえ、賃上げ促進税制、住宅ローン控除について、地方税でも対応を行うことといたしました。

引き続き、地方分権推進の基盤となる地方税収を確保しつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に取り組んでまいります。

さて、近年、防災・減災、国土強靱化は、一層重要性を増しております。総務省としましても、大規模災害に対応する緊急消防援助隊の体制の増強や、常備消

防、消防団の充実強化に取り組んでまいります。

特に消防団については、団員確保のため、消防団員の処遇改善を進めておりますが、皆様の御助力もあり、「消防団員の報酬等の基準」を満たす市町村が本年4月1日で約7割に達しました。未対応の団体が早期に対応いただけるよう、引き続きのサポートをお願いいたします。

また、夏から秋にかけては、過去、台風、大雨等の風水害が多く発生している時期でもありますので、十分警戒し、しっかりと災害対応の準備をしていただくとともに、発災時には、迅速かつ的確に御対応いただきますようお願いいたします。

人口減少や過疎化の進行など、我が国が抱える様々な課題を解決するためには、活力ある地域づくりが重要であります。また、時代の要請に応じ、地域や自治体を支える人材の確保・育成、柔軟な働き方を進めていくことも重要であります。

私も、「地方の繁栄なくして国の繁栄なし」をモットーにしておりまして、徹底した現場主義を貫き、現場の声、生の声を聞き、地域の発展に取り組んでまいります。

結びになりますが、全国都道府県議会議長会のますますの御発展と、御臨席の皆様のお活躍をお祈り申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。

令和4年7月27日、総務大臣、金子恭之。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○**全国議長会会長**（柴田 正敏君）ありがとうございました。

次に、岸田文雄内閣総理大臣のメッセージを事務総長に披露させます。

○**全国議長会事務総長**（青木 信之君）岸田内閣総理大臣のメッセージを代読させていただきます。

第172回全国都道府県議会議長会定例総会が、本日盛大に開催されますことを、お慶び申し上げます。

都道府県議会議長の皆様には、日頃から地域社会の発展や住民福祉の向上、さらには新型コロナ対応に全力を尽くしていただいておりますことに、心から御礼を申し上げます。

現在、新型コロナの感染が全国的に拡大しており、最大限の警戒が必要ですが、医療体制の維持強化や、メリハリのついた感染対策の徹底により、社会経済活動

と感染拡大防止の両立を維持していきたいと考えています。

病床の確保、発熱外来・自己検査の体制整備、医療機関・保健所の負担軽減、若い世代への3回目ワクチン接種のさらなる呼びかけ、4回目ワクチン接種の対象への追加など、追加的な対策を講じながら、都道府県の皆さんと共に取り組んでいきます。

物価高騰対策については、現在、地域の実情に応じたきめ細かな支援や、エネルギーや食糧に集中した対策を講じています。都道府県の皆さんには、1兆円の地方創生臨時交付金を活用し、様々な支援を講じていただいております。実施状況を踏まえつつ必要に応じて交付金をさらに増額し、対策を一層強化していきます。

デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードについては、今年度中にカードの普及と健康保険証利用の環境整備に一定の目途が立つように、都道府県の皆さんとも連携を図りながら、政府を挙げて取り組んでいきます。

結びに、全国都道府県議会議長会のますますの御発展と御列席の皆様の一層の御活躍を祈念しまして、ごあいさつとさせていただきます。

令和4年7月27日、内閣総理大臣、岸田文雄。

岸田総理のメッセージを代読させていただきました。ありがとうございます。

○全国議長会会長（柴田 正敏君）ありがとうございました。

それでは、金子総務大臣におかれましては、公務のため、ここで御退席されます。

本日は、御多忙のところ誠にありがとうございました。拍手をもってお送りいただきたいと思います。（拍手）

新任正副議長紹介

○全国議長会会長（柴田 正敏君）議事に先立ちまして、1月26日に開催した第171回定例総会後に御就任されました正副議長を事務総長から御紹介させていただきます。

○全国議長会事務総長（青木 信之君）去る1月26日に開催した第171回定例総会以降に御就任された正副議長は、参考資料1の「新任正副議長名簿」のとおりで

すが、このうち、本日御出席の正副議長の皆様を御紹介申し上げます。

神奈川県議会議長、しきだ博昭さんです。

- 神奈川県議会議長（しきだ 博昭君）どうぞよろしくお願ひいたします。
- 全国議長会事務総長（青木 信之君）千葉県議会議長、佐野彰さんです。
- 千葉県議会議長（佐野 彰君）よろしくお願ひいたします。
- 全国議長会事務総長（青木 信之君）栃木県議会議長、山形修治さんです。
- 栃木県議会議長（山形 修治君）よろしくお願ひします。
- 全国議長会事務総長（青木 信之君）埼玉県議会議長、中屋敷慎一さんです。
- 埼玉県議会議長（中屋敷 慎一君）よろしくどうぞ、お願ひします。
- 全国議長会事務総長（青木 信之君）群馬県議会議長、星名建市さんです。
- 群馬県議会議長（星名 建市君）よろしくお願ひします。
- 全国議長会事務総長（青木 信之君）長野県議会議長、丸山栄一さんです。
- 長野県議会議長（丸山 栄一君）よろしくお願ひします。
- 全国議長会事務総長（青木 信之君）愛知県議会議長、須崎かんさんです。
- 愛知県議会議長（須崎 かん君）よろしくお願ひいたします。
- 全国議長会事務総長（青木 信之君）三重県議会議長、前野和美さんです。
- 三重県議会議長（前野 和美君）よろしくお願ひします。
- 全国議長会事務総長（青木 信之君）静岡県議会議長、藪田宏行さんです。
- 静岡県議会議長（藪田 宏行君）よろしくお願ひします。
- 全国議長会事務総長（青木 信之君）岐阜県議会議長、平岩正光さんです。
- 岐阜県議会議長（平岩 正光君）よろしくお願ひいたします。
- 全国議長会事務総長（青木 信之君）富山県議会議長、渡辺守人さんです。
- 富山県議会議長（渡辺 守人君）よろしくお願ひします。
- 全国議長会事務総長（青木 信之君）石川県議会議長、石田忠夫さんです。
- 石川県議会議長（石田 忠夫君）よろしくお願ひします。
- 全国議長会事務総長（青木 信之君）大阪府議会議長、森和臣さんです。
- 大阪府議会議長（森 和臣君）よろしくお願ひいたします。
- 全国議長会事務総長（青木 信之君）兵庫県議会議長、小西隆紀さんです。
- 兵庫県議会議長（小西 隆紀君）よろしくお願ひします。
- 全国議長会事務総長（青木 信之君）奈良県議会議長、岩田国夫さんです。

- 奈良県議会議長（岩田 国夫君）よろしくお願いします。
- 全国議長会事務総長（青木 信之君）和歌山県議会議長、尾崎要二さんです。
- 和歌山県議会議長（尾崎 要二君）よろしくどうぞ、お願いします。
- 全国議長会事務総長（青木 信之君）滋賀県議会議長、岩佐弘明さんです。
- 滋賀県議会議長（岩佐 弘明君）岩佐でございます。どうかよろしくお願いします。
- 全国議長会事務総長（青木 信之君）広島県議会副議長、中原好治さんです。
- 広島県議会副議長（中原 好治君）よろしくお願いします。
- 全国議長会事務総長（青木 信之君）岡山県議会議長、加藤浩久さんです。
- 岡山県議会議長（加藤 浩久君）よろしくお願いいたします。
- 全国議長会事務総長（青木 信之君）香川県議会議長、高城宗幸さんです。
- 香川県議会議長（高城 宗幸君）よろしくお願いします。
- 全国議長会事務総長（青木 信之君）徳島県議会副議長、井川龍二さんです。
- 徳島県議会副議長（井川 龍二君）よろしくお願いいたします。
- 全国議長会事務総長（青木 信之君）高知県議会議長、明神健夫さんです。
- 高知県議会議長（明神 健夫君）よろしくお願いします。
- 全国議長会事務総長（青木 信之君）愛媛県議会議長、渡部浩さんです。
- 愛媛県議会議長（渡部 浩君）よろしくお願いいたします。
- 全国議長会事務総長（青木 信之君）福岡県議会議長、桐明和久さんです。
- 福岡県議会議長（桐明 和久君）よろしくお願いします。
- 全国議長会事務総長（青木 信之君）長崎県議会議長、中島廣義さんです。
- 長崎県議会議長（中島 廣義君）どうぞよろしくお願いします。
- 全国議長会事務総長（青木 信之君）熊本県議会議長、溝口幸治さんです。
- 熊本県議会議長（溝口 幸治君）よろしくお願いします。
- 全国議長会事務総長（青木 信之君）以上でございます。

議 事

（１）令和３年度決算の認定

- 全国議長会会長（柴田 正敏君）それでは、日程に従い、議事に入ります。

(1) 「令和3年度決算の認定」を議題といたします。まず、本会の会務報告及び決算について、事務総長から説明させることといたします。

○全国議長会事務総長（青木 信之君）まず、令和3年度の会務報告について報告いたします。議事資料1-1「会務報告（概要）」を御覧いただきたいと存じます。

1頁でございますが、本会の総会等についてでございますけども、定例総会については、7月、10月、1月のいずれもオンラインで開催いたしました。

7月の総会では令和2年度本会決算を認定するとともに、決議6件と提言の決定及び委員会の所管事項の見直しを内容とする会則改正を決定した後、会長をはじめ新役員が選任されました。

10月の総会は、決議4件及び提言を決定するとともに、令和4年に地方で開催する第173回定例総会の開催地を広島県に決定しました。

1月の総会では、令和4年度本会予算を決定しました。

2頁でございます。役員会は、7月、10月、1月の3回、いずれもオンラインで開催し、総会で審議予定の案件に係る事前協議を行いました。

なお、1月12日の役員会では、地方議会の位置付け等について第33次地方制度調査会で審議するよう求める決議を決定し、同月14日に開催されました地方制度調査会の第1回総会に委員として出席した柴田会長が、この決議を踏まえて意見を述べられたところでございます。

地方自治委員会など5つの委員会は、総会前の7月及び10月にオンラインで開催し、総会に提出する提言案の事前協議を行いました。

都道府県議会デジタル化推進本部及び専門委員会につきましては、推進本部は2回、専門委員会は8回開催されました。

専門委員会では、議会のデジタル化推進の課題、デジタル化を進めるための今後の取り組み等を内容とする報告書を取りまとめ、6月25日に推進本部に提出し、了承されました。

これを踏まえ、「地方議会のデジタル化推進に関する決議案」が取りまとめられ、第169回定例総会に提出されました。

その後は、オンラインによる委員会の開催意義や留意事項など地方議会のデジタル化に関する検討が進められたところでございます。

4 頁下の地方六団体としての活動についてでございますが、「骨太の方針の策定等について」など7件の共同要望を行うとともに、「令和4年度地方財政対策について」など、4件の声明を共同で発表しております。

5 頁でございますが、三議長会としての活動についてでございます。11月24日に「多様な議員で構成された活力ある地方議会を目指す全国大会」を開催いたしました。大会決議を採択し、政府・与党に対し要請活動を行ったところでございます。

また、三議長会共同で「国民の地方議会・議員に関する意識調査」を実施いたしました。この調査では、議会が団体としての意思決定をすることや、議員の職務等について法律にはっきり定めるべきとする意見が、約6割を占めたところであり、調査結果を1月27日に本会のHP上で公表するとともに、その後の第33次地方制度調査会の審議にも活用したところでございます。

5 頁の一番下から9 頁にかけては政府、政党関係の会議でございます。

まず、政府関係の会議でございます。国と地方の協議の場については6、11、12月の3度開催されました。

7 頁でございますけども、下の方の第15回目となる、まち・ひと・しごと創生担当大臣との意見交換会が6月に開催されました。

8 頁でございますけども、デジタル田園都市国家構想担当大臣及び地方創生担当大臣との意見交換会については、12月に開催されました。

8 頁の下でございますけども、自由民主党総務部会など、会長又は副会長に御出席いただき、本会の意見を陳述していただいた政党関係の会議等をまとめたものでございます。

9 頁の要請活動についてでございますけども、柴田会長が、議会の位置付け等を明確に規定する地方自治法の改正の早期実現等のため要請活動を3回行ったほか、役員会及び各委員会において、7月と10月の総会議決事項について要請活動を実施いたしました。

会務報告については以上でございます。

続いて、令和3年度の会計報告について報告いたします。

会計報告の本体は議事資料1－4ですが、議事資料1－3にその概要をまとめた「令和3年度一般会計歳入歳出決算（概要）」を用意しておりますので、これ

に基づいて説明させていただきます。なお、金額については、万円単位で記載しております。議事資料1－4の会計報告本体も併せて御覧いただければと存じます。

まず、歳入・歳出の合計でございますが、歳入合計は、予算額は3億832万円、これに対して収入済額はほぼ同額の3億847万円でございます。歳出の合計は、予算額3億832万円に対し、支出済額2億7,478万円。この結果、歳入歳出差引残高は3,369万円でございます。

この差引残高が生じた主な要因でございますけれども、議事資料1－3の真ん中にあります「ポイント」の「歳出減」の所に記載しておりますが、会務報告でも申し上げた通り、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響によりまして、各種会議がオンラインでの開催になるなど、事業の中止、縮小、変更を余儀なくされたためでございます。

一方で、「歳出増」の要因としては、現在地方自治法改正を目指している、地方議会の位置づけの明確化について、その必要性の根拠とするための意識調査に要する経費、三議長会で合同開催しました「多様な議員で構成された活力ある地方議会を目指す全国大会」の負担金などがございます。

「ポイント」の3つ目ですが、この歳入歳出差引残高につきましては、1,700万円につきましては、令和5年度末までに行う必要がある事務局のLANシステムの更改など、今後の需要増に備えるため、財政調整積立金会計へ決算剰余金として繰り出し、残りの1,669万円につきましては、例年と同様、翌年度当初の資金需要への備えとして翌年度一般会計への繰越金とさせていただきたいと考えております。

次に、「主な歳出内訳」についてでございますが、ローマ数字の1、会議費でございます。本体の方は7頁でございますけれども、令和3年度におきましては、定例総会、役員会、各委員会がすべてオンライン開催となったこと、特に香川県で開催を予定しておりました秋の地方総会がオンライン開催になったことで、1,336万円の不用額が生じました。

裏面でございますけれども、ローマ数字2の1、調査運動費でございます。本体は9頁でございますが、各ブロックでの議長会議等が対面での開催を取りやめたことにより、旅費が大幅に減少するなど、544万円の不用額が生じたところでござ

います。

次に、2の研究費でございます。本体は10頁になりますが、参与会など各種会議がオンライン開催になったことなどから不用が出ている反面、三議長会合同の全国大会や意識調査を実施したことによる歳出増があり、研究費全体では、ほぼ予算額どおりとなりました。

次に、3、表彰費でございますけども、秋の地方総会で行う予定であった自治功労者表彰式、総務省主催の感謝状贈呈式がいずれも中止になったため、304万円の不用額が生じたところでございます。

最後に、ローマ数字3、管理費でございますが、令和3年度予算決定時に在籍していた職員が令和2年度末に退職したことにより、人件費の支出が少なくなった反面、人材派遣会社に職員派遣を依頼したこと、事務局LANシステムについてアップデートが必要になったことなどの財政需要があり、結果、不用額は801万円となったところでございます。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要でございます。説明は以上でございます。

○**全国議長会会長**（柴田 正敏君）次に、監事を代表されまして、石田石川県議会議長さんから、会計監査の結果について、御登壇の上、御報告をお願いすることといたします。よろしく願いいたします。

○**石川県議会議長**（石田 忠夫君）石川県議会議長の石田忠夫でございます。

監事は、青森県の三橋議長さん、広島県の中本議長さん、それに私の3名でございますが、代表して、私から会計監査の経過並びに結果について、報告いたします。

本年の監査は、7月5日にオンラインで開催いたしました。

当日は、先ず、令和3年度全国都道府県議会議長会会務報告、続いて一般会計歳入歳出決算、財政調整積立金会計歳入歳出決算、事務局職員退職手当積立金会計歳入歳出決算について、事務局から説明を聴取いたしました。

またその後、本県において、事務的に関係諸帳簿、並びに証拠書類について確認いたしました。

その結果、各会計はいずれも正確に執行されており、今回報告されております各決算は適正であると確認いたしました。

以上簡単ではございますが、令和3年度会計監査の経過と結果についての報告

といたします。

- 全国議長会会長**（柴田 正敏君）石田議長さん、どうもありがとうございました。
ただいまの会務報告及び決算の説明並びに監査結果の報告につきまして、御質疑、御意見等がございましたら、御発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

- 全国議長会会長**（柴田 正敏君）御質疑等がないようでありますので、お諮りいたします。令和3年度会務及び会計報告は、いずれも承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 全国議長会会長**（柴田 正敏君）御異議ないものと認めます。よって、令和3年度会務及び会計報告につきましては、いずれも承認することに決定いたしました。

（２）議案審議

- 全国議長会会長**（柴田 正敏君）次に、（２）「議案審議」であります。

まず、役員会から提出された決議案を議題といたします。

今回の提出は、「地域経済の早期回復に関する決議案」など5件であります。

決議案の主な内容を事務総長に説明させます。

- 全国議長会事務総長**（青木 信之君）まず、議事資料2－1を御覧いただきたいと存じます。

「地域経済の早期回復に関する決議案」では、国民の所得や雇用を下支えするため、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」の着実な実施、賃上げ政策の継続的な促進、中小企業の生産性向上に向けた取り組み支援の充実等を求めるものでございます。

次に、議事資料2－2「地方創生の推進に関する決議案」でありますが、地方移住の動きの加速化と地方における女性や若者の働きやすい環境整備のため、企業及び大学の地方移転、テレワークを活用した移住等の推進、男女間賃金格差の解消に向けた取り組みの推進等を求めるものでございます。

次に、議事資料2－3「地方税財源の充実確保に関する決議案」でありますが、地方は厳しい財政状況におきましても、コロナ対策や社会保障サービスの提

供等を責任を持って行っていく必要があるため、地方財政計画へのコロナ再拡大時に備えた体制整備など地方の財政需要の適切な反映、安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確実な確保等を求めるものでございます。

次に、議事資料２－４「地方議会が地方公共団体の意思決定を行うことを明文化する地方自治法の改正等の早急な実現を求める決議案」でございますけども、地方議会は住民が選挙した議員をもって組織されること、そして、地方議会は地方公共団体の意思決定を行うことを明文化するとともに、地方議会議員につきましても、その職務について明文化することを、令和５年の統一地方選までに実現すること等を求めるものでございます。

最後に、議事資料２－５「東京電力福島第一原子力発電所事故対策に関する決議案」では、国が前面に立った当該原子力発電所の廃炉に向けた取り組みの推進、処理水による新たな風評を生じさせないための取り組み等を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

○**全国議長会会長**（柴田 正敏君）決議案の主な内容は事務総長説明のとおりであります。

本件について、御質疑、御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○**全国議長会会長**（柴田 正敏君）それでは、御発言もないようですので、お諮りいたします。

本件については、いずれも原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**全国議長会会長**（柴田 正敏君）御異議がございませんので、そのように決定いたします。

次に、委員会から提出された「令和５年度政府予算編成並びに施策に関する提言案」を議題といたします。

まず、７月２０日開催の委員会において決定されました、提言案の審査の経過並びに結果について、各委員長から順次御登壇の上、御報告をお願いします。

はじめに、地方自治委員会委員長の赤嶺昇沖縄県議会議長さんをお願いいたし

ます。

○**沖縄県議会議長**（赤嶺 昇君）地方自治委員会委員長の沖縄県議会議長、赤嶺昇です。

去る7月20日に開催した地方自治委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

委員会では、内閣官房から「デジタル田園都市国家構想が目指すもの」について説明を聴取したのち、あらかじめ正副委員長において取りまとめた本委員会関係議案を審査いたしました。

その結果、いずれの議案も原案のとおり決定し、本日の定例総会に提出することといたしました。

以下、議案の主な事項について御説明いたします。

「地方創生の推進について」は、企業や大学の地方移転の推進やテレワークを活用した移住等の取り組みの推進、次に、「地方税財源の充実強化について」は、安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保、次に、「地方分権改革の推進と地方議会の位置付けの地方自治法への明文化等について」は、地方議会は住民が選挙した議員をもって組織されること、地方議会は地方公共団体の意思決定を行うこと、地方議会議員は住民の負託に応え、自らの判断と責任においてその職務を行うとともに、調査研究その他の活動を行うことの3点について、令和5年の統一地方選挙までの地方自治法への明文化、次に、「デジタル社会の実現に向けた取り組みの推進について」は、地方議会のデジタル化の効果的な促進のための人材の確保・配置等への支援、次に、「ロシアのウクライナ侵略への対応及びウクライナ避難民への支援について」は、国際社会と緊密に連携しつつロシアに対する制裁措置の徹底及び強化、避難民の生活面の支援、次に、「基地対策等について」は、住民生活の安全確保のための万全な措置、この他、災害対策の充実強化、外国人材の受入れ体制の強化、北朝鮮によるミサイル問題及び拉致問題の早期解決、北方領土の早期返還、竹島の領土権確立、尖閣諸島問題の解決、参議院議員選挙における合区の早期解消、最高裁判所裁判官国民審査の理解促進などとなっております。

以上をもって、地方自治委員会の審査の経過と結果についての御報告といたします。

○全国議長会会長（柴田 正敏君）赤嶺議長さん、どうもありがとうございました。

次に、社会文教委員会委員長の山形修治栃木県議会議長さんをお願いいたします。

○栃木県議会議長（山形 修治君）社会文教委員会委員長の栃木県議会議長、山形修治でございます。

去る7月20日に開催した社会文教委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

委員会では、厚生労働省から「今後の感染症対策」について説明を聴取したのち、あらかじめ正副委員長において取りまとめた本委員会関係議案を審査いたしました。

その結果、いずれも原案のとおり決定し、本日の定例総会に提出することといたしました。

以下、議案の主な事項について御説明させていただきます。

「少子化対策・子育て支援の推進について」は、子ども・子育て支援新制度を着実に実施するための安定財源の確保、「新型コロナウイルス等感染症対策の充実について」は、国産の治療薬やワクチンの開発支援及び製造販売承認手続の迅速化、「地域医療提供体制の強化について」は、医師不足解消のため、医学部定員増の継続、「介護職員の確保について」は、介護事業者の処遇改善加算取得の促進、「障害者施策の推進について」は、地域生活支援事業への財政支援の充実、「包摂社会の実現に向けた取り組みについて」は、自殺防止対策の強化及び女性活躍に係る支援の充実、「教育の機会均等と水準の維持向上に向けた取り組みについて」は、35人学級への円滑な移行のための教職員の確保と質の向上、「国際リニアコライダーの実現について」は、政府全体でのILC計画の推進、「世界遺産の登録に向けた取り組みの推進について」は、保護措置の財政支援の充実となっております。

以上をもって、社会文教委員会の審査の経過と結果についての報告とさせていただきます。

○全国議長会会長（柴田 正敏君）山形議長さん、どうもありがとうございました。

次に、経済産業環境委員会委員長の渡辺守人富山県議会議長さんをお願いいたします。

○富山県議会議長（渡辺 守人君）経済産業環境委員会委員長の富山県議会議長、渡辺守人です。

去る7月20日に開催した経済産業環境委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

委員会では、資源エネルギー庁から「電力供給の安定を図る取り組み」について説明を聴取したのち、あらかじめ正副委員長において取りまとめた本委員会関係議案を審査いたしました。

その結果、いずれも原案のとおり決定し、本日の定例総会に提出することといたしました。

以下、議案の主な事項について御説明申し上げます。

「地域経済の早期回復について」は、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」の着実な実施や賃上げ政策の促進、「エネルギーの安定供給確保及び脱炭素社会の実現について」は、電力需給ひっ迫への対策や再生可能エネルギーの導入拡大、「企業の地方移転と雇用創出の推進について」は、企業の地方移転及び地方にある企業の機能強化に対する支援やサプライチェーン対策、「中小企業・小規模事業者支援の充実強化等について」は、中小企業・小規模事業者の収益力向上への支援による賃上げ環境の整備や事業継続のための資金繰り対策の充実、「生活環境保全対策の推進について」は、プラスチックごみ対策や鳥獣被害防止対策の推進となっております。

以上をもって、経済産業環境委員会の審査の経過と結果についての報告といたします。

○全国議長会会長（柴田 正敏君）渡辺議長さん、どうもありがとうございました。

次に、国土交通委員会委員長の岩佐弘明滋賀県議会議長さんをお願いいたします。

○滋賀県議会議長（岩佐 弘明君）国土交通委員会委員長の滋賀県議会議長の岩佐弘明でございます。

去る7月20日に開催した国土交通委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

委員会では、国土交通省観光庁から「観光の現状と今後の取り組み」について説明を聴取したのち、あらかじめ正副委員長において取りまとめておきました本

委員会関係議案を審査いたしました。

その結果、いずれも原案のとおり決定し、本日の定例総会に提出することといたしました。

以下、議案の主な事項について御説明いたします。

「防災・減災対策、国土強靱化の充実強化について」は、激甚化・頻発化する自然災害に備えた、防災・減災に資するインフラ整備の予算確保、流域治水の取り組みに対する支援などであります。

「観光の再開・拡大に向けた取り組みについて」は、感染状況や観光需要の動向を踏まえた上での、国内旅行やインバウンドの再開に向けた観光需要喚起策等であります。

「道路の整備促進について」は、高速道路、地域高規格道路などの整備促進等であります。

「鉄道の整備促進及び地域鉄道の確保・維持等について」は、整備新幹線の早期完成に向けた整備促進、鉄道路線の維持に必要な支援等でございます。

「空港、港湾の整備促進について」は、空港の機能強化、港湾の整備促進等であります。

「特定地域振興対策等の推進について」は、離島振興、豪雪地帯対策、地方の生活交通確保対策の充実となっております。

以上をもって、国土交通委員会の審査の経過と結果についての報告といたします。

○**全国議長会会長**（柴田 正敏君）岩佐議長さん、どうもありがとうございました。

最後に、農林水産委員会委員長の田中八洲男島根県議会議長さんをお願いいたします。

○**島根県議会議長**（田中 八洲男君）農林水産委員会委員長の島根県議会議長、田中八洲男です。

去る7月20日に開催した農林水産委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

委員会では、農林水産省から「食料安全保障をめぐる情勢」について説明を聴取したのち、あらかじめ正副委員長において取りまとめた本委員会関係要望項目を審査いたしました。

その結果、いずれも原案のとおり決定し、本日の定例総会に提出することといたしました。

以下、要望の主な事項について御説明申し上げます。

「食料の安定供給確保について」は、ウクライナ侵略等による食料需給への影響を踏まえた米の消費拡大及び米粉製品の普及、小麦の生産拡大及び小麦を原料とする食品の付加価値を高めるための製造ライン増設への支援等であります。

次に、「農業の持続的な発展と農村の振興に向けた取り組みの推進について」は、担い手の確保・育成、農業農村整備に関する予算の確保、農地利用集積の加速化及び農業生産基盤整備の推進、鳥獣被害防止対策の充実等であります。

また、「食の安全・安心を確保する制度の拡充強化について」は、家畜伝染病の発生及び感染拡大を防止するための防疫体制の強化、アサリの産地偽装対策の強化等であります。

更に、「森林吸収源対策及び林業・木材産業の活性化対策の推進について」は、森林整備事業及び治山事業を推進するための予算の確保、森林環境譲与税の効果的な活用に向けた見直し、国産材の需要拡大に向けた利活用の推進等であります。

最後に、「水産資源の安定的な確保及び漁業経営の強化について」は、水産基盤整備の計画的かつ着実な推進、違法操業の監視及び取締りの充実強化を求めること等であります。

以上をもって、農林水産委員会の審査の経過と結果についての報告といたします。

○全国議長会会長（柴田 正敏君）田中議長さん、どうもありがとうございました。

以上で、委員会における提言案の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

ここで、山形栃木県議会議長さんから発言の申し出があります。

山形議長さん、御発言をお願いします。

○栃木県議会議長（山形 修治君）栃木県議会議長の山形修治でございます。ただいま、農林水産委員会の提言案について田中島根県議会議長さんから御説明がありました。この中で触れられております、豚熱の防疫対策に関連して発言させていただきます。

7月23日、本県の養豚農家におきまして、豚熱が発生いたしました。

昨年4月に本県で過去最大規模の豚熱が発生して以来、本県におきましては、立入りによる検査と指導、ワクチン接種の推進、野生イノシシの捕獲や経口ワクチン散布箇所拡大などの対策を強化してまいりましたが、誠に残念ながら、この度、昨年4月を上回る56,000頭という規模になってしまいました。

本県では、市町、農業団体等の御協力をいただきながら、豚の殺処分等の防疫措置を進めることとしておりますが、各都道府県におかれましては、既に家畜防疫員を派遣いただくなど、多大な御支援をいただいております。本県議会を代表して、心から御礼を申し上げます。

今後とも、県執行部と県議会が一丸となって防疫措置の完了に向けて全力で取り組むとともに、その他の養豚農家における発生の防止に努めてまいりますので、引き続き、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○**全国議長会会長**（柴田 正敏君）今、山形議長さんの御発言にもありましたように、都道府県間でしっかり連携・協力しながら豚熱の防疫対策に取り組んでいくことが重要と思います。

私からも、引き続きの御支援、御協力を重ねてお願い申し上げます。

また、明日実施する要請活動では、農林水産委員会の委員長、副委員長から、各団体の取り組みに対する十分な支援を国に要請を行っていただきたいと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

本件について、他に御質疑、御意見等がございましたら、御発言願います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○**全国議長会会長**（柴田 正敏君）それでは、御発言もないようですので、お諮りいたします。

委員会から提出されました提言案は、いずれも原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**全国議長会会長**（柴田 正敏君）御異議がございませんので、そのように決定いたします。

なお、お手元の参考資料2「役員会及び各委員会の要請活動について」に基づ

き、ただいま御決定いただきました決議については正副会長により、提言については各委員会の正副委員長により、関係方面に要請活動を行うことといたします。要請先の詳細につきましては、直前に確定するということもあり、記載しておりませんが、別途、事務的に御連絡させていただきますので、御参加いただきます議長各位には、よろしくお願ひいたします。

講 演

○全国議長会会長（柴田 正敏君）次の日程は「役員等の選任」でございますけども、先に日程 8 「講演」に移りたいと思います。御了承願ひます。

本日は、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の会長を務めておられる、公益財団法人結核予防会の尾身茂理事長から、「新型コロナウイルス感染症対策のこれまで、そしてこれから」と題しまして、御講演を賜わりたいと存じます。

尾身理事長におかれましては、大変御多忙の中、お引き受けいただき、また、日頃から、新型コロナウイルス対策に大変御尽力いただいていることに、心から敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。

それでは、早速でございますが、尾身理事長、よろしくお願ひいたします。

○結核予防会理事長（尾身 茂君）どうも皆さん、御紹介いただいた尾身です。時間も限られていますので、早速、お話させていただきたいと思ひます。

本日は、講演資料の 2 頁目の目次に記載されていることについてお話ししたいと思ひます。

3 頁を御覧ください。パンデミックの対応戦略には大別すると 3 種類あります。まず、「A、封じ込め」には、中国のロックダウンがあてはまります。一方、「感染拡大は抑えられないので死亡者・重症者を一定程度減らせば良いんじゃないか」という考えから、スウェーデンのような「C、被害抑制」の戦略をとっている国もあります。中国とスウェー

デンの戦略は両極端にあるのです。

日本は、感染のレベルを一定程度に抑えて、死亡者を少なくするという、「B、感染抑制」という中間的な方法をとってきたわけです。

ところで、新型コロナウイルスの感染拡大でなぜクラスターという言葉が我々専門家が使ってきたのか、皆さんの中でちょっと疑問に思われる方もおられると思います。4頁を見てください。

インフルエンザも含めてほとんどの病気は左の方ですね。誰が感染させても2人なら2人、3人なら3人と平均的に感染していくわけです。一方、今回の新型コロナは、右の方のように、1人の感染者から周りの5人が感染したとしますが、その次にさらに二次感染を起こすのはその5人のうちのたった1人なんです。これはなかなか皆さん不思議に思うかもしれないが、例えば、私が最初に感染して、私の友人5人が私から感染したとすると、その5人が同じように他者に感染させることはなくて、5人のうち1人だけが他の人に感染させる。その1人がたまたまカラオケ、ライブハウスなどクラスターの起きやすい場所に行くとクラスターが起こるのです。そういう感染の仕方をする病気なのです。このことは、実は、日本の専門家が世界に先駆けて発見しました。

5頁の右の方を見てください。日本も含めてほとんどの国が、前向きの疫学調査というのをやってきました。前向きというのはどういうことかと言うと、私が感染したら私の濃厚接触者がいますよね。その濃厚接触者が、前向きですから、接触してから明日・明後日、前を見て、症状が出るかどうかというようなことを調査するというものです。

ところが、この前向きの調査は、先ほど申し上げましたように、5人に1人しか他の人に感染させないから空振りが多く、しかも物凄い労力が必要ですよね。したがって、日本の場合はこの前向きの調査に加えて、左の方のさかのぼり調査を始めました。どういうことかと言うと、5人の感染者がいたとして、5人の感染者の過去の行動、どこに行ったかとか、共通に行った場所があるかどうかを調べるのです。

このさかのぼり調査によって、感染源がどこか分かるようになり、さらに次のクラスターを起こすのを防げるので、この後ろ向きの調査に

よって、3密の概念が起こし出されて、それが今は世界中に3Csということで、WHOも認めて、世界の標準的な対策になっています。

6頁を御覧ください。2ポツ目、今申し上げたように、3密の概念というのが、日本の専門家によって提唱され、これが今世界的に3Csとして普及したわけです。

「5人に1人しか二次感染を起こさないなんてことないのではないのか」と不思議に思う人もいるかもしれませんが、3つ目のポツを見ていただくと、2020年の1月から8月の間に、国内の16,000例を解析して、理論上そういうことが分かっております。

今話題になっているBA.5も感染の仕方は一緒だということがほぼ分かっています。今、我々が感染者をゼロにすることは当分できません。そういう中で何が求められるかと言うと、大きなクラスターが爆発的に起きることを減らすのが非常に重要です。

そういう意味では、もちろん家族内感染を防ぐのは重要ですが、実際に家族に感染しても、家族の感染から大きなクラスターを起こすということはほとんどないんです。

第7波は、第6波のピークの2倍以上いくと思います。そういう極めて厳しい感染状況の中で、一人ひとりの感染を潰すことはほとんど不可能です。それだけ感染力が高い中で、何が一番求められるかと言うと、大きなクラスターを防ぐということです。

全国の自治体の方々の努力、医療界の方々の努力は世界に冠たるものだと思いますが、こうした中で東京では感染者が多すぎて疫学調査がほとんどできていません。一方で、感染者が比較的少ない地方の地域では、今でもやってるんです。島根県では、ある大きな事業所でクラスターが起きたんですが、二次感染が発生しないよう、クラスター対策を講じたのが功を奏しています。

つまり、大きなクラスター感染を起こさないことが非常に重要です。そういう意味では、私見ですけども、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言を出すのではなくて、大きなお祭りが開催されればかなり感染が広がるわけなので、そうならないような対策を考えないと、と思います。

さて、7頁を御覧ください。地域の住民の方から、「なぜ日本は検査数が少ないのか」という話をされた方もいると思います。日本はこの感染症に対する準備が非常にまずかった。韓国、台湾、シンガポールは、2003年のSARSやMERSでかなり痛い目を味わったので、かなり感染対策の充実を図ってきた。

ところが日本は、SARSは大したことなく、MERSは来なかった。2009年のメキシコ由来の新型インフルエンザが流行した時は、今ほどではないけどかなり大変だったのを覚えておられると思いますけど、あの時にかなり反省して、今、問題になっている課題のほとんど全てがその時に議論されてたんです。

例えば、保健所機能の強化、あるいは検査体制の強化、あるいはリスクコミュニケーションのあり方、あるいは国と専門家のあり方。今出てくるような問題が全て議論されて、しっかりした提言も出たんです。

ところが、その後に、私は政治家ではないから政治はよく分かりませんが、政権交代があったり、津波とか色んなことがありましたよね。そういうことがあったんで、あれだけ立派な提言書を書いたにもかかわらず、ほとんど実行されてこなかった。

そういう中で、今回のクルーズ船をはじめとした感染でも、準備がほとんどできていなかった。検査のキャパシティも極めて脆弱だった。そういうところから今回の戦いは始まったということです。

それで検査は随分改善されましたけど、今でも私は検査をあともう少し国に頑張ってもらいたいと思っています。準備が不十分だったという一面は当然あって、その弁解はやるべきではないけども、事実はやはり知っておくべきですね。

この7頁のグラフはどういうことかと言うと、右上を御覧いただくと、日本の累積の検査数を分子とし、日本の累積の死亡者数を分母として、その割合が出ますよね。この日本の検査数に対する死亡者数の割合をこのグラフの赤い点線で示しています。

これを見ると、この点線より下にある国が結構ありますよね。上にある国よりも下にある国の方が多い。つまり、日本は、1人の死亡者を見

つけるために行った検査数が、世界並みあるいは世界の平均以上であるということです。

これは、分母を感染者数に変えても基本的には同じです。ただ、死亡者の方がわかりやすいですね。これをもう少し別の言い方ですると、各国の感染レベルを考慮すると、日本の検査数は標準並み、あるいは標準以上だということです。これはほとんどの方が知らないと思うんですね。

検査の絶対数が多い国は、ほとんど日本よりもはるかに厳しい死亡者や感染者が出ているということをファクトとしてみんな理解しておく必要があります。つまり、感染のレベルを見ると、沢山やってる所は感染が広がっているということです。しかし、日本が感染キャパシティを努力しなくて良いということではなくて、まだまだ私は努力する必要があるという風に思っています。

9頁を御覧ください。B A. 5が来て、検査の費用を国が負担するかどうかという議論が出てますよね。当初からずっと、国を分断するような感じでしたよね。地域の住民みんなが検査した方が良いのではないかという考え方がある一方で、年にいっぺんやって検査して次の日になったら感染する可能性もあるし、日本の人口全部やるなんてことは理論的にもおかしいし実際的にもできないから、もっと戦略的にやった方が良いんじゃないのかという意見もある。

これはもう皆さん覚えておられると思いますけど、2020年の2月に感染が広がって以来、すぐにこの問題に対する国民の意見が分かれたのは覚えておられると思います。

8頁にもう一回戻っていただくと、この状況は、私は好ましい状況ではないと思いました。つまり、これから国民の心が社会主義的な意味ではなくて、ある程度同じ方向に向かわないと、行政あるいは議会の人たちも困りますよね。平時なら色々な意見を聞いて、検討すればいいけど、いざこういう危機時において、みんなバラバラだったらなかなかまとまらない。

ということで、8頁ですけど、上の方に令和2年7月16日と書いてあ

りますけど、2月に感染が広がり、その5ヶ月後に、ちょっと時間が開きましたけど、この戦略を作りました。

9頁がその戦略の要点です。意見が違ったのは有症状者のことじゃないんですね。症状があれば検査してすぐに治療を受けるのは当たり前で、これは議論の余地がない。

議論が分かれたのは無症状者の人をどうするかということで、無症状者をaとbの2つのカテゴリーに分けました。

aは、無症状者の中でも検査をすればおそらく陽性率が高いであろうと判断されるグループ、bはその確率が低いであろうと判断されるグループです。

aについては、カラオケ、ライブハウスに行った人はやはりかなり陽性率が高いと、当時思われていたので、そこは徹底的に検査します。そうすれば、理論的にも実際的にも、実行再生産数が減り、感染拡大防止に繋がるということが、分かっていました。したがって、aのグループに掛かる費用は、当然感染拡大防止に寄与するわけですから、当然税金でやるということです。これは2年前ですから、今よりもキャパシティが小さい時の考えです。

ではbは何かと言うと、2020年7月から、ビジネスとか社会経済活動を少しずつ増やすため、あるいは個人の安心のため、あるいは旅行に行きたい、おばあちゃんに会うため帰省したい、外国に行きたい、という目的で検査をしたいという気持ちがあることは十分わかりますよね。こういう目的で行う検査というのは、個人の安心や社会経済活動の再開という観点からは役立つけど、感染拡大の実行再生産の大幅な減少には基本的には寄与しません。そのため、当時はこのbについては、民間のお金を活用する、つまり、自費でやってくださいということを提言しました。ただ、今だんだんと検査のキャパシティが増えている中で、bにも公費が使われることになったという経過があったということでございます。

11頁を御覧ください。最初は、PCR検査数が非常に、こんなに少なかったわけですね。そこから急激に増えていきました。12頁以降同じ

ようなグラフがありますが、12頁を見てください。

12頁の上の3つのグラフは日本です。下がオーストラリアです。上の日本の中の真ん中を見てください。赤い所が死亡者数です。橙色と緑色の横の線は、橙色が2回目の予防接種率、緑色が3回目の予防接種率です。

ここで申し上げたいのは、予防接種率はどこの国も大体一緒ということです。日本は社会経済を回そうとしている中で、最初の頃から死亡者が出ているわけだけど急激には増えていかない。

一方、オーストラリアは、島だからコントロールしやすいということもあって、つい最近まで日本よりはるかに厳格な感染対策を打ってきたのですが、ここに来て、今のウィズコロナという基本的な考えで、急激に感染対策を緩めました。マスク着用義務を緩め、社会活動も元に戻していきました。そうすると、急に死亡者が増えてくるわけです。

13頁のニュージーランドを見てください。ほぼ一緒です。急に感染対策を緩めると同じようなことになるわけです。

最後の28頁を御覧ください。このグラフは、OECD諸国の人口10万人あたりの右が死亡者、左が新規感染者数を表したものです。ちょっと古い資料で申し訳ありませんけど、もう今は、日本の死亡者数はニュージーランドよりも少なくなっており、OECD諸国の中では一番少なくなっています。

感染対策を緩める、社会経済をあまりにも急激に戻すと、マスクを外すようにすると、必ずこういうことになる。そのため、私は社会経済活動は徐々に戻していく必要があると思っており、100%急激にコロナ前に戻すのは、リスクがありすぎるということを申し上げたいと思います。

日本が死亡者数を抑えてきたという理由は、私は3つあると思います。

1つは医療・保健所関係者が夜を日に継いで限界まで頑張ってくれたということだと思います。

2つ目は、日本人の健康意識ということだと思います。

3番目は、日本の場合は、外国のように首相や大統領が強いリーダーシップをとって急激にハンドルを180度回転させるというようなことはな

くて、むしろ感染状況によって少しずつ微調整してきたということがあります。まん延防止等重点措置を何回も出さざるを得なかった。そういう微調整を、それほどはつきりした国の大戦略がある、リーダーシップがあるということではなかったけれど、市民の感覚あるいは情報、ジャーナリストや専門家の意見も考慮しながら、少しずつ調整してきたということがあると思います。

その中で、この26頁のグラフは大変面白いんですけども、縦軸は、日本国民がどれだけ国や自治体の要請に応えてくれたか。上の方にいけばそれだけ応えてくれたというわけです。横軸は時間軸ですけども、この中で赤いものは緊急事態宣言を出したことによる効果です。

それから、青色とか灰色は、新聞やテレビから得た情報、日々の感染者の数に関する情報、あるいは学校が危なくて閉鎖したとか、そういう情報が関与したところですよ。つまり、緊急事態宣言そのものではなくて、色々な情報効果があったということです。

左から2つ目の縦線が緊急事態宣言を出した2020年4月7日です。左から3つ目の縦線が宣言を解除した日ですけども、緊急事態宣言を出す前から少しずつ人々の行動が変わってきており、緊急事態宣言を出すとさらに加速するということが分かって、これが日本人の非常に慎重なところだと思います。

27頁を見ていただくと、これがもう少し詳しく調べたもので、左の方が介入効果と言って、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置を出したことによる効果を示しており、右の方が情報効果と言って、新聞やテレビ等からの情報による効果を示しています。

左の方の介入効果を見ると、明らかに若い世代は、緊急事態宣言を出すとかなり反応します。性別では、全ての年代で女性の方がより反応しているということです。

さて一方、情報効果については、若い世代は反応していません。高齢者の方は、感染すると重症化するという感覚が当時からありましたのでより慎重になり、女性の方がより慎重になるということです。

さて、32頁を御覧ください。皆さんが今一番御関心があるのは、この

第7波がこれからどうなるのかということだと思います。新規感染者数はおそらく第6波の2倍以上、あるいはそれ以上となる可能性が高いです。何故かという、BA.5の感染力が極めて高いということ、あとはワクチンのBA.5への効果が限定的であるということが影響しています。

そういう中で、多くの方が、致死率・重症化率はそんなに高くないから、ワクチン打ってる人も多いし、そんなに死亡者は出ないのではないのかという風に言われる。そもそもインフルエンザに近いウイルスなのではないのかと言う人がいますよね。

いずれはインフルエンザに近いようになりますけど、結論から言うと今はインフルエンザと同じということは決してありません。我々専門家はヨーヨーと言っていますが、感染・重症化率が低下しても、また上がるのです。非常に不安定なウイルスです。インフルエンザは新型コロナウイルスと違って非常に安定したウイルスです。だから変化が予測できます。新型コロナウイルスは、アルファ株とかベータ株、今もうBA.5とはまた違うのが出てきていますが、この短期間にこれだけウイルスの変化があるということです。

そうは言っても、致死率、重症化率は、だんだん低下しています。ワクチンでは感染を完全に防ぐことはできませんが、多くの方が打ってるわけですよね。

では、なんでそんなに医療のひっ迫を懸念するのかというと、介護施設なんかにおいて体が脆弱な人たちが危険だからです。オミクロン株による肺炎を起こさなくても、感染すると体力が大幅に低下してしまう。こういう人がこれから沢山出てきます。その数は、第6波での死亡者の数を上回る可能性がある。それだけ感染のレベルが高いということです。

そういう中で、この状態を放っておくと、医療がひっ迫し始めている都道府県、特に一番大変なのは多分沖縄だと思います。沖縄と同じようになるかならないかは、住民の、あるいは知事さんたちのやり方次第だと思います。

今、一体何が必要かと言うと、32頁の後半の方ですね。私は両面作戦

だと思います。1つは、感染をゼロにすることは不可能ですので、感染はある程度許容しなくちゃいけないけども、大きなクラスターを防いで、なるべくピークを抑制する努力をしないと、医療が必ずパンクします。そういう中で、まずはとにかく何らかの形で感染のレベルを少し下げることが1点。

もう1つは、これは議長さんたちも立法府の長として御関心があると思いますけど、今の感染対策は基本的には感染症法に基づいてやっているわけですよ。今、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律と新型インフルエンザ等対策特別措置法と2つの法律ですけども、この病気は当初非常に情報が限られた中で、国民の命を守るため、感染者は全員入院させ、症例があったら方には保健所が積極的な疫学調査をやってきたわけです。

ところが、新型コロナウイルスの実態がわかってくると、それはちょっとやりすぎではないのかと議論が出てきました。オミクロン株に合ったような体制にしないと、リソースが上手くバランスとれませんよね。軽症者の人にまで入院させるわけにもいなくなってきました。

そのため、2の②のとおり、医療・保健所機能をオミクロン株の特徴に合わせた柔軟な体制に転換する必要があります。これは必ずしも病床を増やせということではないんです。ベッドを増やすように国から要請されていると思いますが、無尽蔵に増やすことはできません。急に増やせば一般診療に制限がかかってきますから、単に病床を増やすだけでこの問題は解決しません。過剰すぎる、厳格すぎる部分を実態に合わせて見直していくことが大切です。

33頁を御覧ください。①の感染のピークをなるべく減らすというのは何かと言うと、第6波では、大人数での会食とか成人式とか色んなことで感染が広がりましたよね。第7波はまだB A. 5に関する情報が限られていますけど、先ほども申し上げましたが、クラスターの回避が感染拡大防止の最も大きなドライビングフォースになっているということは、今回も同じです。

国は社会経済を回したいという風に今のところ考えていますね。社会

経済を回すということに重点を置くのか感染対策に重点を置くか。これは価値観の問題で、これは国が決めることです。

我々専門家が、当初は、このウイルスがどういうウイルスかなど、専門家がこうだ、だからこうしてくださいと言うことはできましたけど、今は色んな見方・価値観の問題がありますので、選挙で選ばれていない我々が、こっちが良い、あっちが良いということを検討するべきではなくて、政府が責任を持って、「社会経済を回そうとすると重症者はその分増えます」ということを国民に説明した上で、どこまで重症者を許容するかという判断を国が行い、その根拠を示さないといけないと思います。

そういう中で、資料を御覧いただくと、A、基本的感染対策の徹底というところに必要な対策を載せておりますが、リモートワークは別にまん延防止等重点措置を出さなくてもできるわけですから、やっていただきたいと思います。

それから、下の方の②のところですけども、オミクロン株に合わせた医療・保健所機能にしないとイケません。一部の医療機関だけがコロナ対応をやっていたわけですが、なるべく多くの医療機関に対応してもらわなきゃいけないということです。

それから、入院適用というのを厳格にして、医療の管理下に置く必要が極めて高い人などだけを、優先的に入院させ、軽症者は自宅等で療養してもらおう必要があると思います。

最後に34頁ですけども、今、強い対策、行動制限をするかしないかという話題が、新聞紙・テレビでも出ています。国は、今のところ行動制限は必要ない、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置を今のところ出す必要はないということを1週間前に言っていましたが、別に感染対策を緩めて良いなんて一言も言っていないわけで、そういう選択を国がするのであれば、その分、基本的な感染対策をより徹底しなければならないことは自明の理です。このことがなかなか世の中に伝わっていないというのは少し残念ですけども、そういうことを今、伝えていただきたいと申し上げておきます。

私は先ほど両面作戦と言いましたが、感染リスクを下げると同時に医療の機能的なキャパシティを増やしていくことが求められていると思います。

しかし、危機管理の場合は、最悪の状況も想定しておかなきゃいけませんよね。そういう意味では、今私が申し上げた両面作戦をやったとしても、なかなか深刻な医療ひっ迫というものが解消しなくて、ますます悪くなるということも想定されます。そうなった場合にどうするかということ、国が考えておいた方が良くと思います。もちろん、そんなことがないように対策していくのが大事ですけど、最悪の状況も考える必要があるくらい、この病気は非常に不安定です。今のところはインフルエンザと一緒にということは決してないです。

これからお盆になって夏休みを迎えると、感染がさらに拡大する1つの契機になります。社会経済を動かす上で、必要な感染対策はやるんだけど、本当に感染リスクの高い場面、あるいは状況、大体もうわかっているわけですよね。

最後になりますけど、今まで、国や自治体が決めて、それに国民、市民が協力するという構図でしたよね。これからは、国や自治体がいちいち箸の上げ下げまでやるのではなくて、一人ひとりがどこが感染しやすいか、どうしたら防げるか十分色んなことを学んできたわけです。その知見を上手く活用して一人ひとりが工夫し、それを政府や自治体が応援する。ワクチン接種や抗原検査が都会では受けられない事態も起きていますが、こういうことは国の責任で対応し、国民はそれぞれが工夫をしていく、そういうような時代に入ったと思います。

以上、簡単ですけども、御清聴ありがとうございました。

○全国議長会会長（柴田 正敏君）ありがとうございました。

感染拡大が全国で急速に拡大しておりますが、これまでに得られた知見を活かし、皆で力を合わせて感染拡大を抑え込み、困難な状況を乗り越えてまいりたいと思います。

尾身理事長、本日は大変御多忙の中、ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。それでは、尾身理事長におかれまして

は、ここで御退席されます。

拍手をもってお送りいただきたいと存じます。（拍手）

議 事

（３）役員等の選任

○全国議長会会長（柴田 正敏君） それでは、次に、（３）役員等の選任を議題といたします。

本日付で、関東、東海北陸、四国及び九州の各ブロックの役員より、辞職届の提出がございました。

このうち、副会長の選任につきましては、正副会長の選任方法に関する申し合せに基づき、本定例総会開会前に、役員選考委員会を開催し、候補者を選考しておりますので、役員選考委員会委員長の坂本貴美雄山形県議会議長さんに副会長候補者について、御報告をお願いします。

○山形県議会議長（坂本 貴美雄君） 役員選考委員長の山形県議会議長の坂本貴美雄でございます。私から、選考の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました事項は、副会長４名の候補者を選考することです。

委員会におきましては、各委員の御協力のもと、慎重に選考を行いました結果、副会長候補者には、茨城県議会議長、伊沢勝徳さん、石川県議会議長、石田忠夫さん、高知県議会議長、明神健夫さん、鹿児島県議会議長、田之上耕三さん、以上の方々を推薦することに、全会一致をもって決定した次第でございます。

以上、役員選考委員会における選考の経過と結果の報告といたします。

○全国議長会会長（柴田 正敏君） 坂本議長さん、どうもありがとうございました。

ただいまの役員選考委員長の報告は、副会長候補者として、茨城県議会議長、伊沢勝徳さん、石川県議会議長、石田忠夫さん、高知県議会議長、明神健夫さん、鹿児島県議会議長、田之上耕三さんを推薦するとのことでございます。

お諮りいたします。

副会長につきましては、役員選考委員長の報告のとおり選任することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 全国議長会会長（柴田 正敏君）御異議がありませんので、副会長は役員選考委員長の報告のとおり選任することに決定いたしました。

次に、理事及び監事につきましては、本会会則第6条の規定に基づき、各ブロック又は、組合せブロックにおいて、それぞれ互選した結果を御連絡いただいておりますので、その結果を事務総長から報告させます。

- 全国議長会事務総長（青木 信之君）理事及び監事の互選の結果について、御報告申し上げます。

まず、理事につきましては、神奈川県議会議長、しきだ博昭さん、静岡県議会議長、藪田宏行さん、徳島県議会議長、南恒生さん、熊本県議会議長、溝口幸治さん。

次に、監事につきましては、三重県議会議長、前野和美さん。

以上でございます。

- 全国議長会会長（柴田 正敏君）理事及び監事につきましては、ただいまの事務総長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 全国議長会会長（柴田 正敏君）御異議がありませんので、そのように決定いたします。

次に、委員長、副委員長の選任の件を議題といたします。

本件につきましては、本会会則第20条第2項及び正副委員長の選任方法に関する申し合せの規定に基づき、各ブロックにおいてそれぞれ互選した結果を御連絡いただいておりますので、その結果を事務総長から報告させます。

- 全国議長会事務総長（青木 信之君）委員長及び副委員長の互選の結果について、御報告申し上げます。

地方自治委員会、委員長、埼玉県議会議長、中屋敷慎一さん、副委員長、富山県議会議長、渡辺守人さん、副委員長、滋賀県議会議長、岩佐弘明さん、副委員長、鳥取県議会議長、内田博長さん。

社会文教委員会、委員長、愛知県議会議長、須崎かんさん、副委員長、宮城県議会議長、菊地恵一さん、副委員長、島根県議会議長、田中八洲男さん。

経済産業環境委員会、委員長、大阪府議会議員、森和臣さん、副委員長、山梨県議会議員、桜本広樹さん、副委員長、沖縄県議会議員、赤嶺昇さん。

国土交通委員会、委員長、香川県議会議員、高城宗幸さん、副委員長、福島県議会議員、渡辺義信さん、副委員長、福井県議会議員、大森哲男さん、副委員長、佐賀県議会議員、藤木卓一郎さん。

最後に、農林水産委員会でございますが、委員長、長崎県議会議員、中島廣義さん、副委員長、群馬県議会議員、星名建市さん、副委員長、和歌山県議会議員、尾崎要二さん、副委員長、愛媛県議会議員、渡部浩さん。

以上でございます。

○全国議長会会長（柴田 正敏君）お諮りします。

各委員会の委員長及び副委員長につきましては、只今の事務総長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○全国議長会会長（柴田 正敏君）御異議がありませんので、そのように決定いたします。

新たな役員、正副委員長の皆様におかれましては、公務何かと御多忙と存じますが、よろしくお願いいたします。

次期定例総会開催地議長あいさつ

○全国議長会会長（柴田 正敏君）続きまして、10月の次期定例総会の開催地であります広島県さんから、ごあいさつをいただきたいと存じます。

それでは、中原好治広島県議会副議長さん、御登壇の上、ごあいさつをよろしくお願いいたします。

○広島県議会副議長（中原 好治君）御紹介いただきました、広島県議会副議長を仰せつかっております中原好治でございます。

本来であれば、議長の中本の方からごあいさつを申し上げるべきところではございますが、地元での公務のため、その代わりに私の方からごあいさつさせていただきます。

令和2年に広島県での開催を予定しておりました第167回定例総会は、新型コロナ

ナウイルス感染防止の観点から書面開催となりました。しかし、本年10月25日の第173回定例総会の開催地に広島県をお選びいただきまして、改めて感謝申し上げます。

中本議長を始め、本県議会議員一同、皆様方を心から歓迎し、開催県の大役を務めさせていただきたいと思っております。

会場につきましては、広島が誇る世界遺産である原爆ドームや平和公園、広島東洋カープの本拠地「マツダスタジアム」からもほど近く、広島の文化、歴史を満喫していただける所と思っております。

また、一足伸ばせば、もう1つの世界遺産でございます厳島神社がある安芸の宮島もございますので、お越しの際には、ぜひお立ち寄りいただければと思います。

総会におきましては、温かいおもてなしの心でお迎えさせていただきますので、皆様方におかれましては、是非、御来県賜りますよう、お願い申し上げます。

会議の後には、瀬戸内のおいしい海の幸、山の幸、そして灘、伏見に並ぶ日本酒三大酒処である西条をはじめとする広島の地酒をしっかりと準備させていただき、日頃の心と体の疲れを癒していただきたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○**全国議長会会長**（柴田 正敏君）中原副議長さん、どうもありがとうございました。

第173回定例総会の開催につきましては、中国ブロック各県の皆様、とりわけ開催地である広島県議会の関係者の皆様には、大変お世話になりますが、何とぞよろしく願いいたします。

報 告

（１）第33次地方制度調査会について

○**全国議長会会長**（柴田 正敏君）次は、報告事項でございます。事務総長に報告させます。

○**全国議長会事務総長**（青木 信之君）報告資料1、2、3について、簡潔に御説

明申し上げます。報告資料1は第33次地方制度調査会についてでございます。

令和4年1月14日、第33次地方制度調査会が設置されました。学識経験者18名、国会議員6名、地方六団体の会長の合計30名で構成されております。

報告資料1の一番下に岸田総理からの諮問事項が書いてございますが、この諮問事項を踏まえ議論が進んできたところでございますけど、2頁目をめくっていただきまして、2回の総会と1回の専門小委員会のヒアリングにおきまして、柴田会長から発言しております。

新型コロナウイルス感染症対策については、各都道府県議会において補正予算の議決や意見書の提出など、その対応に重要な役割を果たしてきたこと、DXの推進に関しましては、請願書や意見書の電子的な提出を進める必要があることなどを御発言いただきました。

地方議会については、議員のなり手不足、性別や年齢構成の偏りが課題となっていることを踏まえまして、会長の冒頭の御発言にもありましたが、令和5年の統一地方選挙までに、地方議会は住民が選挙した議員をもって組織されること、地方議会は地方公共団体の意思決定を行うこと、地方議会議員は住民の負託に応え、自らの判断と責任において、その職務を行うとともに、調査研究その他の活動を行うことの3点を地方自治法に明文化し、多様な人材の議会への参画を図り、議員のなり手確保につなげていく必要があることを主張されたところでございます。令和5年の統一地方選まで時間が限られていることを踏まえ、早期審議についても要請いただきました。

3頁でございますけども、6月3日の第2回総会におきまして、地方議会のあり方についても審議項目とすることが決定されました。今後、専門小委員会において、この夏にも地方議会に関して審議されると思いますけども、事務局としてもできる限りの対応をしていきたいと考えております。

（２）議会における個人情報保護条例（例）について

○全国議長会事務総長（青木 信之君）次に、報告資料2でございますが、令和5年4月の改正個人情報保護法の施行によりまして、地方公共団体はこの法律の適用を受けることとなりますが、地方議会は適用除外とされているため、独自の個

個人情報保護制度を議会ごとに設ける必要がございます。

議会が個人情報保護条例の制定等を行う場合に参考となる条例（例）について、令和4年7月20日の、先日の役員会で協議していただき、御決定いただきました。

この条例（例）につきましては、個人情報保護法が直接適用される各都道府県の執行部との差異が生じることを避けるため、用語の定義などは基本的には個人情報保護法に合わせるようにし、また、対象としては、議会事務局が保有する個人情報を想定するものとしております。

各議会において条例の制定を行う場合、今年中の制定が想定されますが、その際、罰則については、各地方検察庁と協議することが必要となります。その協議時間の短縮を図るため法務省等と協議し、先月、法務省から各地方検察庁に、協議の際にはこの条例（例）に沿ったものかなどについて検討すること等を内容とする情報提供がなされています。

また、条例制定後、条例に基づく手続や様式等について、施行規程を定める必要がありますが、8月上旬を目途に各議会事務局に送付を予定しております。引き続き、各都道府県議会事務局の事務負担が軽減されるように取り組んでまいりたいと考えております。

（3）都道府県議会議員を対象とした ハラスメント防止研修会の開催について

○全国議長会事務総長（青木 信之君）最後に、報告資料の3でございますが、都道府県議会議員を対象としたハラスメント防止研修会を、9月8日、オンラインで開催したいと考えております。

令和3年6月に公布、施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」におきまして、国及び地方公共団体が、ハラスメントの発生の防止を図るとともに、研修の実施、相談体制の整備などの施策を講ずるものとされておりまして、全国議長会としても開催することとしたものでございます。

研修会の講師は、内閣府の「令和3年度政治分野におけるハラスメント防止研修教材等の作成に関する検討会」のメンバーでもありました三浦まり教授を予定

しております。

また、後日視聴できるよう、翌日からYouTubeでの配信も考えております。
多くの議員の皆様にご参加いただければと思っております。

説明は以上でございます。

そ の 他

○全国議長会会長（柴田 正敏君）次に、日程9「その他」でございますが、大阪府議会の森和臣議長より発言の申し出があります。

森議長さん、御登壇の上、よろしく願いいたします。

○大阪府議会議長（森 和臣君）大阪府議会議長の森でございます。

本日は、貴重なお時間を頂戴し、発言させていただく機会を与えていただきましたことを、柴田会長をはじめ、本日御列席の皆様、そしてこの定例総会の運営に関わる事務局の皆様に心から感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、2025年、大阪・関西万博の開幕までいよいよ3年を切りました。この万博誘致の際には、当時、大阪府議会の万博誘致特別委員会の委員長でありました私を含めまして、議長、副議長と手分けして各都道府県議会を訪問させていただきました。皆様にご決意をいただきました。ありがとうございました。

私は、栃木県、群馬県、山梨県を訪れましたが、どの県でも本当に温かく迎えていただきまして、皆様のおかげもありまして、この日本が1つになったと思っております。

大阪・関西万博は、人類共通の課題解決に向けて世界中の英知を集め、新たなアイデア創造を発信する場であり、開催中には、2,820万人もの来場者が想定される一大国家プロジェクトであります。

去る7月18日には、開幕1000日前という節目を迎え、様々なイベントが開催されました。中でもメインイベント、「1000 Days to Go!」は東京と大阪で同時開催されました。東京会場では、岸田総理が立ち合いのもと、公式のキャラクターの愛称、ミャクミャクが発表されたほか、東京スカイツリーの特別のライティングが行われました。

大阪会場のユニバーサルスタジオジャパンでは、カウントダウンクロックの除

幕や、また、コブクロによる公式のテーマソングの初披露に加えて、ミヤクミヤクも登場し、会場は大いに盛り上がりました。

今回の万博のテーマは、「いのち輝く未来社会のデザイン」であります。大阪府、大阪市は産学官の力を結集し、オール大阪で「大阪ヘルスケアパビリオン Nest for Reborn」を出展します。また、民間からは計13の企業、団体がパビリオンの出展参加に内定しており、工夫を凝らし、個性を活かした内容が計画されています。

例えば、「ガンダムパビリオン」は、ガンダムの世界でバーチャルな体験ができる参加型のパビリオンであります。私も本当にワクワクしているところであります。その他、「空飛ぶクルマ」、「海の上を自動で動く船 海床ロボット」といった夢のような体験をしていただけるプロジェクトもございます。

この大阪・関西万博に結集した最先端の技術により、「いのち輝く未来社会のデザイン」の具体化や、未来社会の実験場の体現など、会場内外で強力に推進されることで新たなイノベーションが生まれ、ひいては日本全体の成長、発展へと繋がるはずであります。

私は、万博を決して一過性のイベントに終わらせずに、その成果を次世代の人たちへと継承していくことが、万博の使命だと考えております。そのために、大阪・関西だけでなく日本全国で機運を盛り上げることが、重要な鍵を握っております。

大阪をはじめとする関西エリアでは、2025年の大阪・関西万博が認知されているところではありますが、それ以外のエリアでの認知度にはまだまだ課題があると思っております。そこで、日本全体が成長、発展するための起爆剤として、一大国家プロジェクトである大阪・関西万博を成功に導くために、是非とも大阪・関西万博のPRに御協力をお願いしたいと考えております。

本日は、PRグッズとして、ピンバッジとリーフレットをお手元に用意させていただきました。これらのグッズを御活用いただき、あらゆる機会をとらえ、PR活動に御協力賜りますようお願い申し上げます。ピンバッジ1個で申し訳ないですが、まだまだありますので、御要望ください。

最後になりましたが、本日の御列席の皆様の今後ますますの御活躍を祈念いたしまして、私からの発言を終わらせていただきます。貴重なお時間を頂戴し、誠

にありがとうございました。

○全国議長会会長（柴田 正敏君）森議長さん、ありがとうございました。

皆様におかれても、2025年の大阪・関西万博の成功に向け、御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

この他に、何か御発言がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

閉 会

○全国議長会会長（柴田 正敏君）それでは、御発言もないようですので、これをもちまして、定例総会を閉会いたします。

午後 4 時13分 閉会